

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

昭和三十五年四月二十二日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第十七号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項を次のように改める。

2 鳥取県職業訓練所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 位 置

鳥取県米子職業訓練所 米子市
鳥取県倉吉職業訓練所 倉吉市

規則

◆規則 鳥取県行政組織規程の一部改正
鳥取県軍歴証明手数料条例施行規則

◆告示 牛及び馬の炭そ予防注射の実施
土地改良区の定款変更の認可

建設業者の登録
土地の立入測量及び調査
保険医の登録

◆公告 理容師試験及び美容師試験の実施
鳥取県警察の組織に関する規則の一部改正

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

第五十七条の表地方課の項中

00420

鳥取県新市町村建設促進審議会

卷

鳥取県新市町村建設促進審議会

卷之三

この通り、同様の表厚主張雙課の二

卷之三

鳥取県社会福祉審議会
野における共通的基本事項その他重要な事項の調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務

正鳥取県医療扶助審議会は、この間の事項の審議並びに知事に対する意見の具申に関する事務

に改め 同條の表保険課の項中

正鳥取県医療扶助審議会条例第一條及び第二条の規定による医療扶助の適正な実施を図るため、印事に付するの入院医療の要否その他医療の給付に関する事項を審議する。

鳥取県国民健康保険審査会

鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会

卷

鳥取県地方社会保険医療協議会

鳥取県国民健康保険審査会

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法第十三第二項及び第十四第二項の規定による療養担当者の保険診療に對する指導監督に関する事項並びに療養担当者の指定、指定の取消し、申出の受理、申出の受理の取消し及び登録の取消に関する審議、答申及び建議に関する事務

に改め、同条の表中予防課の項の次に次の項を加える。

職業安定課 鳥取県職業訓練審議会

酪農振興法第二十六条の二第三項の規定による生乳等取引契約にかかる紛争の調停に関する重要な事項の調査審議に関する事務

第五十七条の表中農業改良課の項の次に次の項を加える。

畜産課 鳥取県生乳取引調停審議会

鳥取県職業訓練審議会設置条例第二条の規定による職業訓練計画その他職業訓練に関する重要な事項の調査審議に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

第一条 鳥取県軍歴証明手数料条例（昭和三十五年四月鳥取県条例第十八号。以下「条例」という。）の施行については、この規則の定めるところによる。

（申請書の様式）

昭和三十五年四月二十二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県軍歴証明手数料条例施行規則

（趣旨）

鳥取県軍歴証明手数料条例施行規則

（減免手続）

（減免手続）

第三条 条例第三条の規定により生活の困窮を理由として手数料の減免を受けようとするときは、前条の軍歴

証明書交付申請書に市町村長又は民生委員のその旨を証する書面を添付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

別記様式

告 示

鳥取県告示第百八十号

次のように牛及び馬の炭を予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛及び馬の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十五年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 炭を予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

炭を予防注射 牛及び馬。ただし、生後四月以内並びに分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射、駆除の方法

炭を予防注射 炭を第二予防液皮内注射法

被証明者 住所 氏名	軍歴証明書交付申請書
証紙 右書類の 提出先	使用目的 別表のとおり
ちよふ欄 邦文 部	英文 部

昭和年月日

印

別表

5

鳥取県知事

氏名

00425

7 昭和35年4月22日 金曜日 烏取県公報 第3116号

第六三一號	三、二	(有)中西組	鳥取市菖蒲二五五
第六三二號	三、二	(有)石本組	中西 幸雄
第六三三號	三、三	(有)今井組	石本 一夫
第六三四號	三、三	(有)菊水土木	今井 智道
第六三五號	三、三	日野郡江府町大字江尾一八五二の二	中村新次郎
第六三六號	三、一〇	八頭郡若桜町大字高野五三四	福田 賴
第六三七號	三、一二	福田組	松浦 利明
第六三八號	三、一二	松浦建設(株)	岡田 直道
第六三九號	三、一二	(有)明工電設	種田 正
第六四〇號	三、二二	協和建設	小山 勘六
第六四一號	三、二二	(有)国府建設	松本 政一
第六四二號	三、二二	岩美郡国府町大字麻生三一四	木村 常蔵
第六四三號	三、二二	鳥取市国安四九九の一	越野 実
	南建設	日野郡日野町根雨二三五	藤田 久雄
	(有)松本組	東伯郡北条町大字北尾	
	(有)藤田土木工業	鳥取市丸山二五〇の一	
	鳥取市		

鳥取県告示第百八十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一
条第一項の規定により、日本道路公団大阪支社長から次
の区域の土地に立ち入り測量及び調査をする旨の通知を

受けた。

昭和三十五年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一起業者

日本道路公団大阪支社長

00424

昭和35年4月22日 金曜日 烏取県公報 第3116号

実施期日 実施区域 実施場所

四月二十二日	東伯郡赤崎町成美	成美家畜検診所
"	"	東伯町浦安
二十五日	"	下郷
二十六日	"	上郷
二十七日	"	八橋
二十八日	"	赤崎町以西
三十日	"	八橋
"	北条町下北条	以西
"	"	下北条
"	中北条	中北条

鳥取県告示第百八十二号

建設業法(昭和二十四年法律第二百号)第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十五年四月二十二日

登録番号	登録年月日	名 称	所 在 地	申請者氏名
(ハ)第六二九号	昭三五、三、三	西 村 建 設	日野郡江府町大字江尾八六五	西村藤太郎
" 第六三〇号	"	(有)河金組	東伯郡羽合町大字橋津二〇九	河金 敬儀

鳥取県告示第百八十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第三十
条第二項の規定により、大谷溜池土地改良区及び松尾溜
池土地改良区の定款変更は、昭和三十五年四月十九日認
可した。

昭和三十五年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 朗

警ら交通課長の指揮をうけて外務を処理し、警備課長の指揮をうけて外務を処理する。

別表警備課の項の中欄に次の四五六七八九番の各項がある。

五 警察法第七十一条の緊急事態における消防の 底

六 警衛、警護その他警備実施

七 非常召集に関する事項

八 緊急事態における消防の 底

九 別表警備課の項の下欄に「警備」、「別表警備課の項の中欄を次別表警ら交通課の項の中欄に記載すること

一 外勤警察に関する事項

二 交通警察に関する事項

三 自動車の運転免許に関する事項

四 派出所、駐在所等の設置に関する事項

五 機動通信の運用に関する事項

六 警備船の運用に関する事項

七 機動警らに関する事項

号を加える。一
事態警備に關すること
応援に關すること
「備実施係」を加える。
次のように改める。

别表警ら この規則 附	理容師法 第五条、第二 十二年政令 規定に基づ 施する。	昭和三	一 日時及 1 学科 場所
-------------------	--	-----	---------------------

の警乗に関する の交通課の項の 則は、公布の日 則 公

下欄中「警備
から施行する。
二十八年政令第
並びに美容師試験
号) 第二条第
及び美容師試験
告
十二日
事 石 破
五月二十二日午
丁目 烏取県

実施係」を削る。

一 事業の種類 一
道路法による道路建設
立ち入ろうとする土地の区域
西伯郡伯仙町、淀江町及び大山町地内の別図に示す
計画路線より左右各一五〇メートル中の区域

期　間　昭和三十五年四月十二日から昭和三十五年六月三十日まで

鳥取縣告示第百六十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条规定により、次のように保険医の登録をした

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

昭和三十五年四月二十二日

保険医登録の記号、登録年月日
氏名一住所番号
原慶文○八倉吉市越殿町一、四鳥医七六一昭和三五
四一八

第七条第二項及び第三項を次のように改める。
る。

3 警ら官は、警備課兼務とする。

周易外傳卷之三

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

鳥取県公安局委員会委員

公安局委員會規則第四號

上原崇義	"	仲之町八三三	"	七六二
中山公弘	"	米子市上福原一、八	"	七六三
○四				

昭和三十五年四月三日
鳥取県知事 石破一朗
日時及び場所

日時 昭和三十五年五月二十二日午前八時三十分
場所 鳥取市東町二丁目 鳥取県立鳥取西高等学校

2 実地試験

日時 昭和三十五年五月三十一日午前八時三十分

場所 鳥取市上町 鳥取県理容美容専門学校

受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条
条に規定する者で理容師法（昭和二十二年法律第二百

三十四号）第二条第一項又は美容師法（昭和三十二年
法律第一百六十三号）第四条第二項の規定に基づく厚生

大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設で
理容師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十一号）
第九条又は美容師法施行規則（昭和三十二年厚生省令
第四十三号）第八条に定める期間以上理容師又は美容、
師となるに必要な知識及び技能を習得した後一年以上
の実地習練を経た者（実地習習については、指定養成
施設を卒業した後、実地習練開始届を所轄の保健所に
提出後学科試験の前日までに一年以上の期間を経過し、
その間祝日、休日を除き二百八十日以上の実地習練を
実施していなければならぬ。）

3 受験手続

受験願書（別記様式）に鳥取県収入証紙五百円をはり
つけ、次の書類を添えて昭和三十五年五月十日（火曜
日）までによりの保健所に提出すること。

1 履歴書（最終学歴及び養成施設入学後受験まで詳
記すること。）

2 指定養成施設の卒業証書の写又は卒業證明書
記載したもの）二枚

3 実地習練終了証明書の写

4 戸籍謄本

5 写真（出願前六月以内に撮影した名刺型、脱帽正
面上半身のもので裏面に住所、氏名及び生年月日を
記載したもの）二枚

6 実地試験のみの受験者にあつては、知事の発行し
た理容師又は美容師学科試験免除通知書又はその写
記載したもの）二枚

4 受験の方法

1 試験は、学科試験及び実地試験について行なう。
2 実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受
けることができない。

5 試験場に持参するもの

1 学科試験

受験通知書、筆記具、昼食及び上着

2 実地試験

① 理容師試験を受ける者
受験通知書並びに白衣、調髪、顔そりに必要な器具
具、応急薬品その他必要器具及び材料等

② 美容師試験を受ける者
受験通知書並びに白衣、コールドペーマネントウ
エーブ、電美ペーマ施術上必要な器具（ペーマネ
ントミシン、ドライヤー、こんろを除く。）材料、
化粧品、応急薬品その他必要器具及び材料等

③ 実地用モデルを同伴すること。ただし、美容
モデルは年令十八才から三十才までの者であつて、
いちぢるしく髪にくせのない者であること。

④ 実地習練実施簿（習練期間中のもの全部）及び
実地習練票

6 その他

鳥取県知事 石破二朗 殿

右 氏 日

名 印

別記様式

理容師試験受験願書（実地試験のみの受験者は、
「実地」と朱書すること。）

現住所
(たれだれ方まで記入すること。)

氏(ふりがな)
名

一 受験種別 理(美)容師
年 月 日 生

右のとおり理容師（美容師）試験を受けたいので、別
紙関係書類を添えて出願します。